

〈資料紹介〉「志州七嶋軍記」翻刻と解題

北 上 真 生

本稿では、中世後期より近世初頭にかけて志摩を本拠として水軍力をもってその名を轟かせた九鬼氏と志摩の有力諸豪族との攻防を題材とした「志州七嶋軍記」について翻刻紹介し、若干の考察を加える。

一、体裁について

書誌情報については、下記のとおりである。

- ・種類 軍記物語
- ・外題 志州七嶋軍記
- ・内題 志州七嶋軍記
- ・寸法 縦二四・八糎×横一七・四糎。
- ・冊数 一冊
- ・料紙 楮紙

- ・丁数 一五丁（表紙の後に合紙二枚の挿入あり）。
- ・形態 大本。袋綴じ（四つ目綴）。
- ・題簽 なし（打付書き外題）。
- ・書写年 不詳
- ・所蔵 個人

二、伝来・記主について

本記は、筆者が古書店で購入したもので、背表紙には「文化三寅極月吉日 撰州大谷新田 持主 善造」とある。記主についての情報は窺い知ることが出来ないが、撰津国大谷新田村の善造なる者が所持していたことがわかる。大谷新田は、撰津国有馬郡大川瀬村の枝村として寛永十年（一六三三）以降、江戸時代を通して三田藩九鬼氏の支配地であった。現在の兵庫県三田市大川瀬にあたり、撰

津・丹波・播磨の三国境に位置している。大川瀬地区は、古くより芸能の盛んな地域で、江戸時代後期には村方によってしばしば能の興行が行われていたことが知られている。^①安政七年（一八六〇）には、大川瀬村の住吉神社で能「翁」「高砂」「松風」「鉢木」「土蜘蛛」「狸々」の六番と狂言「末広」「二九十八」「不見不聞」「宗論」の四番の上演があり、播磨国印南郡都染村（現・加古川市）を本拠とした観世流の野口万太夫の出演により、三田藩主の観覧があったとされている。^②文化十二年（一八一五）に大川瀬村の住吉神社で行われた能興行では、「若殿様」、すなわち三田藩十代藩主・九鬼隆国の嫡子でのちの十一代藩主である九鬼隆徳の観覧があり、供として家老一人・奉行二人・郡代三人・代官一人が付き従っている。^③大川瀬の住吉神社には、現在も能の上演で使われる入母屋造・茅葺の舞殿（享保十一年（一七二六）修繕）が残っており、橋掛りも備えられ、兵庫県指定有形文化財に指定されている。^④

このように、能楽の盛んな地域に伝わったことを踏まえると、本記は、大川瀬村の村民によって領主である三田藩主の九鬼氏を題材にして創作された可能性も考えられるが、この点については稿を改めたい。

内容は、次章でも触れるが、九鬼嘉隆を中心に九鬼家の盛衰を描いた『志摩軍記』や『九鬼根元記』などの九鬼軍記の一節を脚色し

（資料紹介）「志州七嶋軍記」翻刻と解題

たもので、各丁はおおよそ七行で記されている。

三、九鬼氏について

本記は、九鬼氏が「志摩十三地頭」「志摩七島党」と称される志摩国の有力領主の中から台頭し戦国大名としての基盤を固めるエポックに焦点を当てている。そこで、九鬼氏について触れておきたい。

九鬼氏はもともと志摩国を本拠とし、織田信長や豊臣秀吉のもとで水軍力をもって活躍した。その出自については、熊野別当末裔説・熊野八庄司説・藤原隆信説など諸説あるが、史料的に裏付けることができない。『寛政重修諸家譜』^⑤では、「寛永系図に家伝を引くいはく、先祖は紀伊国熊野八庄司か其一なり、今の呈譜に先祖の出所を詳にせず、代々紀伊国牟婁郡九鬼浦に住するにより九鬼をもつて家号とすといふ」とあり、『寛永諸家系図伝』では熊野八庄司を祖としているが、『寛政重修諸家譜』編纂に際して九鬼家から幕府に提出された呈譜では出所不明としている。

三田藩の家老職家である九鬼勘左衛門家に伝わる「九鬼家伝系図」（寛永十九年^⑥）は、九鬼嘉隆の七代前である九鬼隆良からはじまり、「紀州九鬼之住人熊野八庄司先祖不明、姓藤原申伝候」との注記があり、先祖を熊野八庄司としながらも詳細は不明としている。

また、「志摩国安虞（英虞）郡波切村二始来、志州七嶋党浦・大差（相差）・国符（国府）・甲賀・和具・越賀・浜嶋村此者共ト致合戦、波切・名田・畔名・立神村等令領知」とあり、十四世紀中頃には紀伊国牟婁郡九木浦から志摩国英虞郡波切村に移り、「志摩十三地頭」「七嶋党」と称される志摩国の有力な豪族と勢力を競いながら地盤を固めていったようである。十三地頭・七嶋党には、現在の三重県志摩市志摩町和具の和具城を本拠とした青山氏、志摩市大王町波切の波切城を本拠とした川面氏・九鬼氏、鳥羽市岩倉町の田城城を本拠とした田城氏・九鬼氏、志摩市志摩町越賀を本拠とした越賀氏（佐治氏とも）、志摩市浜島町を本拠とした小野田氏（浜島氏）、志摩市阿児町甲賀の甲賀城を本拠とした甲賀氏（武田氏とも）。甲賀氏の先祖は甲斐国の出とされる^⑦。鳥羽市小浜町を本拠とした小浜氏、鳥羽市浦村町を本拠とした和田氏、志摩市阿児町国府を本拠とした三浦氏、鳥羽市千賀町を本拠とした千賀氏、鳥羽市安楽島町を本拠とした安楽島氏、志摩市磯部町の矢を本拠とした矢氏、鳥羽市相差町を本拠とした伊藤（九鬼）氏などが知られる。このうち、小浜氏は志摩を離れてのちに徳川幕府の船手頭となり、千賀氏も同じく志摩を離れてのちに尾張徳川家の船奉行を代々務めている。その他、九鬼氏の家臣となって幕末に至るものも多くいた。

稲本紀昭氏は、室町時代、とくに文明年間（一四六九～一四八

七）の史料を繕きながら九鬼氏の実態について考察を試みられ、文明十一年（一四七九）に伊勢（北伊勢）守護職を兼帯していた国司北畠政郷（政勝）が突如守護職を解任され、さらに同年に国人・長野藤継との会戦では大敗を喫し、この国司家の混乱に乗じて九鬼氏が海上支配の強化に動いていると指摘しておられる^⑧。しかし、志摩の海上交通網は「嶋衆」と呼ばれる彼らの地域的連合によって依然掌握され、内部対立を含みつつも、彼ら内々によって紛争を処理して結合を維持しており、この段階において九鬼氏は他を凌駕した存在ではなく、「嶋衆中」の一員で一人人にすぎなかったとされている^⑩。そして、十五世紀末期に海上警固をめぐる熾烈な対立が続くなかで、その姿を垣間見せた九鬼氏も、十六世紀に入ると関係資料がなくなり、信長政権下、九鬼水軍として登場するまで再び伝承の中に埋もれてしまい、志摩国の状況も全く不明に属すると結論付けられている^⑪。

かくして、永祿年間後半に、九鬼嘉隆は北畠氏や七嶋党などの領主たちと戦いを繰り広げ、永祿末年以降に織田信長と結び付いて志摩一国を統一していく^⑫。志摩の地頭衆は九鬼氏の支配下に入り重臣として幕末を迎える者や甲斐武田氏の水軍で活躍する者、徳川幕府の船手衆へと転身し旗本として幕末に至る者、地士として熊野や志摩に土着する者など、様々な変貌をとげている^⑬。

信長滅亡後は、秀吉に付き、豊臣政権下で水軍の大將格として小牧・長久手の戦や九州島津氏討伐・小田原城攻め・文祿の役に参戦している。関ヶ原の戦いでは、嘉隆は石田三成からの再三の誘いに呼応して西軍に与し、翻って嘉隆の子・守隆は東軍に付き、父子敵味方に分かれて戦うことになる。戦後、守隆が家康へ父の助命を再三嘆願し、関ヶ原の功績による二万石の加増を返上して哀訴に及び、ようやく許されるも、嘉隆のもとに遣わした急使が志摩に到着する前に嘉隆は自刃してしまう。

嘉隆の隠居により家督を相続した守隆は、三万石を領知して志摩鳥羽城主となり、嘉隆の死後は父の隠居料五千石と関ヶ原の功績による二万石の加増分と合わせて五万五千石を領している。大坂冬・夏の陣には水軍を率いて参戦し、その功績により一千石を加増されている。

しかし、守隆の五男・久隆と三男の隆季との家督相続問題により、守隆の死後、寛永十年（一六三三）に幕府の裁定により久隆に守隆の遺言どおり家督相続が認められるも摂津三田・三万六千石に転封となる。隆季は新規に丹波綾部二万石が与えられ、三田・綾部の両九鬼家は近世大名として幕末に至る。

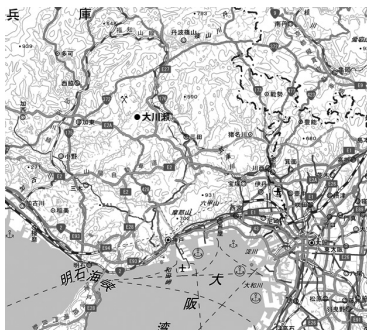
『志摩軍記』などの九鬼氏に焦点を当てた九鬼軍記の多くが先に触れた九鬼氏の足跡について家督相続をめぐる御家騒動の末に三

田・綾部へ国替えとなるところまでを描いている。しかし、本記では、九鬼軍記にも描かれる九鬼嘉隆が伊勢・志摩両国守護の北畠氏に接近して、その権威のもとに志摩の有力領主たちを制圧し、戦いを繰り広げる場面に限定し、それを主題にして描いている。そして、本記では、九鬼嘉隆をはじめ志摩七島党などの登場人物の姓名について、姓は実在であるものの、名の部分を改変し架空の人物としている。本記が語り物として三田藩領下で流布したと推察すると、本記で描かれる九鬼氏と対立する志摩七島党などの有力領主たちの多くが近世以降には九鬼氏の家臣に転身しており、さらに、その子孫たちの多くが藩の重職に就いていることから、実在の人物を描きにくかったのではなからうか。この点についても今後の課題としたい。

いずれにしても、本記は、志摩時代の九鬼氏の事績を普く描いた『志摩軍記』をはじめとする九鬼軍記とは異なり、九鬼嘉隆が戦国大名として台頭する画期を捉えて描写を行い、登場人物や内容も脚色が施されるなど、特異な性格を有している。また、九鬼軍記の多くが九鬼氏の本拠であった志摩をはじめ伊勢・紀伊地方で受容され、多くの流布本を有するのに対して、本記は九鬼氏の転封先である兵庫三田市に伝わり、受容も一地域にとどまったと推察され、流布した形跡も窺えない。



現在の大谷新田付近（※著者撮影）



位置図（国土地理院地図）

●印の箇所が三田市大川瀬地区



住吉神社舞殿（兵庫県指定有形文化財）※著者撮影

- 注
- ① 「能興行人用銀借入の証文」「能宿割覚帳」「御能算用帳」（安政七年、大川瀬区所蔵文書、『三田市史』第四卷・近世資料（三田市、平成十八年七月）収載。
 - ② 『三田市史』第一卷・通史編一、第五章・第三部・第二節「芸能と寺社」、三田市、平成二十三年三月。
 - ③ ②同じ。
 - ④ 近世初期の建築とされ、拝殿であったものを転用したとされている。江戸時代前期の寛文年間頃から奉納能が行われたとされており、現代においても十年ごとに奉納能が行われている。
 - ⑤ 国立国会図書館本、第二百二十一冊。
 - ⑥ 『三田市史』第四卷 近世資料・第二章・第一節、三田市、平成十八年七月
 - ⑦ 三重県尾鷲市九鬼町
 - ⑧ 三重県志摩市大王町波切
 - ⑨ 稲本紀昭「九鬼氏について」（『三重県史研究』創刊号、三重県、昭和六十三年三月）
 - ⑩ ⑨に同じ。
 - ⑪ ⑨に同じ。
 - ⑫ 『三重県史』通史編・近世一、第一章・第一節・四「織田政権と志摩・紀伊」、三重県、平成二十九年三月
 - ⑬ 『鳥羽市史』上巻、鳥羽市役所、平成三年三月

翻刻

【凡例】

一、改行箇所や和歌の書式は原本のままとし、紙毎に区切り、紙数を付記した。

一、原本に用いられている変体仮名は、すべて現行の平仮名に統一した。

一、漢字・仮名ともに、誤字・脱字・当て字・仮名遣い・清濁は原本の通りとした。

一、疊字は、平仮名は「ゝ」、片仮名は「ッ」、漢字は「々」に統一した。ただし、「〳」はそのまま残した。

一、ミセケチは、取り消し線で示した。

一、傍記は、該当する文字の横にそのまま示した。

一、朱字については太字で示した。

（表紙）

志州七嶋軍記

（表紙見返し）

※白紙

（合紙一才）

※白紙（裏面に「中国太平記」「志州七嶋軍記」と記載の反古紙）
（合紙一ウ）

《資料紹介》「志州七嶋軍記」翻刻と解題

※白紙（裏面に「中国太平記」「志州七嶋軍記」と記載の反古紙）

（合紙二才）

※白紙

（合紙二ウ）

志州七嶋軍記

（一才）

志州七嶋軍記

夫レ志摩一箇国ノ守主ハ七家也、

知行八千九百五拾石

一、和久島主ハ青山豊前守藤原盛次、

知行八千九百九拾石

一、波切島主ハ堀内阿波守藤原武光、

知行七千八百七拾石

一、岩倉山主ハ九鬼中務少輔藤原隆正、

知行七千九百九拾石

一、越賀島主ハ越賀隼人祐藤原友定、

（一ウ）

知行八千五百六拾石

一、南大島島主ハ大嶋大学正藤原忠国、

知行六千七百五拾石

一、甲賀島主ハ甲賀甲斐守源兼一、

知行六千八百九拾石

一、多毛島主ハ吉田民部大輔藤原景友

都合七人知行高五万六千石也、

然ル処比ハ慶長年中なり、右七人之内より

此年より文化三年迄武百三年ニ成ル也、

壹ヶ年ニ老人宛將軍公江^(勅)勅番を致ける、

(二オ)

然ルニ九鬼中務少輔ハ生付少シ気分結

構成、折ふし將軍公の勅番にて勤メらるゝ、ニ

最早年月も萬々送り替り前に相成

右六人の諸士国本ニおゐて寄合

哥の会有度到大島人々咄しけるハ、只今ハ

九鬼氏御勅番なり、此引替りハ拙者

相つめ申処なれ共、何れも御存の九鬼

(二ウ)

氏なれハ、書状を以テ頼遣し其俣に

相勤メ被下候様致度存ルを咄ける、人々成

程九鬼氏ニハ相応之義相頼ミ候得と申

にぞ、大学ハ書面を以テ右之段九鬼氏江

頼ミ遣シける、故九鬼中務少輔其俣相勤メ、

又明の年も人々書面ヲ以テ相頼ミひら働ニ相勤メ

ル事六年ニ成、中務少輔家老西兵庫ニ

(三オ)

被申けるハ、何と兵庫皆々六人の衆中ハ国本ニ

おゐて魚をつり又其外思ひくゝのたのしみ

被致候ニ某ハ中の勅番致事退屈至極

成り、国本の衆中へ宜敷申遣シ替りに御出

働被下候様申可遣スト仰有ル、兵庫かしら

をさげ御尤の御仰ニ而候得共、只今が御出情ニ

相成申節随分御大事ニ此所を御働候ハ、

(三ウ)

宜敷様に奉存候と申上ル、中務殿も左様

の義ならハ相勤メニ力有ルとて勤メ給ふ、兵庫ハ

常々口くせの様ニ御公儀様より万一御尋

御座候ハ、かやうくゝとをしへ置夫より又三ヶ

年御働有、国本御留主ニハ西兵庫弟

鈴木安左衛門を家老として川面藤九郎

御留主中御知行所民家を守る、前田

(四オ)

仁左衛門郡代目附ケ役にて民家百姓を治なり、

扱明テ十ヶ年め正月ノ御祝詞を相働九鬼

中務少輔登城ヲ致シける、御礼も首尾

能相濟て後テ大キ御老中より九鬼中務少輔江

貴殿ハ是迄幾年か打統ケ御祝詞致する、

様ニ存候が如何致せし義と御尋遊さる、

中務思ふニハ兵庫が言聞せしハ爰成と思ふ、

(四ウ)

御返答ニ只今御尋被遊候私義ハ御働を

第一と存候、猶又志州ニ居候右六人の傍

輩ハ冬春ハ火とうに近寄霜雪を踏ス

夏秋ハ涼風の日影に出てつりを好魚

鳥を取り身樂得とし、御老中中人々

扱九鬼氏ハ誠ニ正直成生れ付中ノ違ウ事

不可有とて、則御祝詞御帳面御吟味有けるニ

(五オ)

中務の言葉ニ違ハズひら働メに十ヶ年の間なり、

諸役人中並ヒ居る人々迄九鬼のきんこう

適成とはめにける、扱中務兵庫ニ右之由

物語り有る、兵庫大キに悦追付御告左右

〔資料紹介〕「志州七嶋軍記」翻刻と解題

有へしと主従の悦ヒ限りなし、同正月

十五日の御祝詞の節御礼首尾能相濟

て後本多越後守を以て九鬼中務少輔

(五ウ)

被為仰出趣ハ、是迄九鬼中務少輔義

段々申之働公相働ル段將軍公御万足

有、志州七人組合之知行所不殘九鬼中務

少輔ニ宛行者也、則黒附を給りける、中務ハ

難有頂戴仕、右之御礼申上又御城ヲ下り私シ

屋敷に歸り此由兵庫ニ語り御黒附を見せけれバ

屋敷一とうの悦ヒ限りなし、扱夫より国本へ早速右之段

(六オ)

別紙ニ認メ兵庫より鈴木安左衛門前田仁左衛門

川面藤九郎方江遣シけるハ、此度御將軍公様より

旦那是迄の働かうを尤ニ思召、則志摩一國

を給り御冥加此上なし、併旦那より私江被為

仰渡候志州之内是迄料して被居申候残り

六人の衆中様江御公儀より所替被為仰出

候か、左様之義も無之候ハ、中務此度思

(六ウ)

わず結構成御取立ニ預り此身の大慶不

過之候、各様何卒私シ方ニ而御客分ト相成

被下候ハ、大悦奉為候、宜敷各御同道被致ける、

右六人の御方随分御近可申様被為仰出候、

乍御苦勞宜敷御取斗イ可有之候と申遣ス、

国本ニ而此書面を見て則鈴木川面前田

彼の六人之方江行段々口上ヲのべ勇申より

(七オ)

青山豊前守越賀隼人祐申ハ是成申ハ

我身ニあしき故成、然ル処其上今亦

其方達ヲ以て九鬼氏の心ざししやう

ひ致ス、此上ハ中務殿御頼申宜敷致可被下と

九鬼氏ニしたかふ、又堀内阿波守越賀青

山ニ同心成といへ共池田正満と云家老中く

聞入ス、又吉田民部太輔ハ承引なし、

(七ウ)

池田正満と心を合たり、去ルニより跡より使者ヲ

以て返答可申旨此両家ハ申ける、亦大嶋大学

正ハ鈴木前田川面江の返答ハ我々は迄

領す国郡を此度將軍公江もつせら

是悲なしとハ申なから、一度中務殿ヲ一た

刀恨ミ弓引ンと思ひしが、只今の使者之趣

を聞某が心糺たり、此上ハ今より九鬼を恨申さバ

人ちくしやうなり、

(八オ)

一、此間ニ委ク物語り御座候得共是ニ写不申候、

扨池田正満ハ討死と心を定メ三保が出張を

見合ス、三保三弥出張の陣へ九鬼勢ひ我一と

向ふたり、ヤアさけびの声天地にひゞき数万

の人数三保もおそれ拾丁斗リも退ク、其時

池田正満ハ青貝ふせの十文字の鎗を引

さけ白き馬に打乗り池田正満秀任と

(八ウ)

名のりて数万中へ進ミ出勇士の戦数

しれす、九鬼勢ひ池田が太刀先キに近寄

ものハなかりし、皆ちりくと逃にける、正満ハ

何国迄も追イ拂て相手もなく今ハ帰陣

と思ふ所へ越賀隼人祐友定古鎗ヲ

出て来り、池田正満勝負せんと名乗りける

心得、正満十文字の鎗を以て向ふ、池田は

(九オ)

六尺四寸の大男に殊更大力なり、扱又

越賀ハ五尺六寸の男、殊に鎧の名人なり、

楽に秘術をつくシ戦イしが池田が大力に

あしらいかね越賀ハ跡を見せ逃かくる、

のがさしと追ッかくる折節後よりやあゝ

池田正満逃ル武者ニ目をかけるカ、川面藤九郎

隆光^{たか}がげんざんと、しるに正満とつて

(九ウ)

かへす、同すやりを以て川面藤九良戦ふ事

目さましき次第也、又越賀ハ池田正満

に追立られ逃のびけるに、折ふし腹^{はら}へりて

食次致^{ヨウ}べきやうもなく難義を致候処に

打節墓原へ逃込^ニ死者に備へし枕^{マク}ラ付ケ

食と茶碗にしきみあかの水有、是則

天より^(あた)價^{あたい}給ふと越賀喰^クして人心地と成り

(十オ)

独^{ひとり}り大きに悦び此勢ひニ正満を討取んと

かけ出す、向ふに川面藤九郎命限りと正満ニ

戦ひしが叶ハじと思ひうしろを見せんと

〔資料紹介〕「志州七嶋軍記」翻刻と解題

する所、藤九良越賀隼人が取テかへし申

ヤアおくれなと声かけるに川面も力を得て

働ク、隼人川面に心合せツツかくる、池田式人ヲ

くにせず戦に兩人ハ正満につき立られ

(十ウ)

思わす式人が尻込にする、正満ハのがさじと

追かける、足音けわしく聞ゆるに兩人持タル

鎧を正満になげ付無尽に逃ル、無念やの

池田正満とも云弓取が此疵に目かみへぬ

と云に兩人跡ふり帰り見れば顔ハ血に

染りける、兩人扱ハ只今のなげ鎧^{よろい}が当りしかと

云俣に引かへし越賀が足音聞キ流石の

(十一オ)

正満身をおわすに越賀ハ思わす行すぐる

返し正満が右之肩^{かた}先に切つくる、川面

左之かた先切付るに正満息ハたへにける、

其時越賀ハ首を討んと云又川面討ん

と云テたがいのあらそい、併川面申にハ只今

の高名貴殿又拙者一時の高名此首ハ

御前に於何れ共討へしと云、越賀

(十一ウ)

もさも致すへしとて東の陣場をさ
して式斗リ行川面藤九良隆光堀内
御内池田正満秀任を討留メたりと大声ニ
の、しる、同西の陣場をかけ行越賀隼
人之祐友定が堀内が良等池田正満秀
任を討取たりと大声上、併此場へ川面
藤九郎出合シ事ハ常々越賀隼人が万一

(十二オ)

逆心之下心あらハ討取ベシと軍中へ越
付廻シたる故也、此由を聞早見追々来るなり、
池田正満討れし事敵陣に聞へ堀内
阿波守九鬼中務少輔にこうさんシ九鬼ニ
したかふ、然ルにより出張の陣所ハことくく
引にける、掘堀内家老池田正満が首実
見有吉、此時兵庫君に申ハ密ニ聞候処

(十二ウ)

越賀川面随分宜敷仕候ねハ川面越賀
の戦と成申へし、御見分御出之上私ヲ
呼出シ顔見すベシこと有べと云おしへ置也、

一、九鬼中務少輔藤原隆正公御陣羽織

にて札木にかゝり給ふ、左右には前田仁左衛門
常友正田紋右衛門国吉、後備へハ鈴木
安左衛門資宗、別当和久山助五郎金行

(十三オ)

異義を糺シ付添ふなり、然ル折越賀
隼人之祐友定川面藤九良隆光ハ実見の
言葉を待て討取んと眼をすへて待居ける、
九鬼中務公越賀川面ニ向ふ、此度堀内が
家来池田正満主人に逆心を進メ一戦ヲ
取結し所兩人共彼の正満ヲ討取由
悦喜せり、さるにより只今実見致スと有、

(十三ウ)

又大隅守隆好公只今父上の仰之通り
兩人之手並によりて則堀内阿波守は
詫参有、国家納リ大悦成りとして仰有テ
兩人難有奉存とハ申上でも心にいちモツ
如何斗い給ふぞとかたつをのんで至りける、
掘堀内猶言葉をかけ西兵庫を呼給ふ、
兵庫資定御前江出ル、併シ西兵庫此

(十四オ)

見分をのそみしハ万一兩人之あらそい
に相成時ハ兵庫ハ命を兩人ニ渡シ国ヲ治る
心さしにて是を願ふこと也、隆正公

兵庫ニ仰渡さる、ハ越賀川面兩人池田

正満討取人首実見致処夫誠ニ正

満か死骸某シか替リに見^{カシ}れべしと

仰付らる、兵庫畏り奉る、扱越賀

(十四ウ)

川面に向ひ御兩人御手柄之程を相^{ホド}さつシ

又御前ニ向ひ只今被為仰付候趣^{カシマ}畏リ

奉りしか、此度の見札かるからす候間、

乍恐此兵庫が願奉ルハ何卒見札シ申由

君の御指添を私へ御預ケ被為成下候ハ、難有ト

申ニ付、然ル故大隅守所持せし陣太刀兵

庫か望にまかせ預クへしと手づから

(十五オ)

兵庫に渡シ給ふ、難有と御請致、兵庫我

が太刀ハ家来ニ持せ君殿の御陣太刀を所持

して異義を糺して上下をちやくし

〔資料紹介〕「志州七嶋軍記」翻刻と解題

ゆふくと御前をハ立池田正満死骸ニ向ふ、

兵庫きずを改メ此右之肩先の疵ハ何

もの刀疵と尋る、夫ハ拙者が討取申せシ疵

所成りと申、亦此左の肩先の疵ハと尋る、

(十五ウ)

川面藤九郎手前切付申と云イ

しのふれと

平兼盛歌 色に出にけり

わが恋ハ

物やおもふと

人のとふまて

〔裏表紙見返し〕

壬生忠見歌

恋すてふわが名ハ

またき立にけり

人しれずこそ

思ひそめしか

〔裏表紙〕

文化三寅極月吉日

摂州大谷新田

〈資料紹介〉「志州七嶋軍記」翻刻と解題

持主

善造

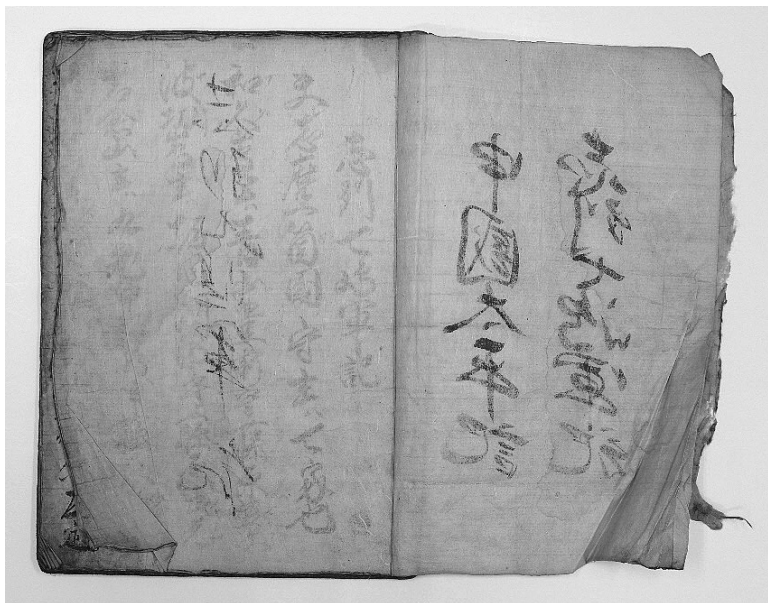


(表紙)



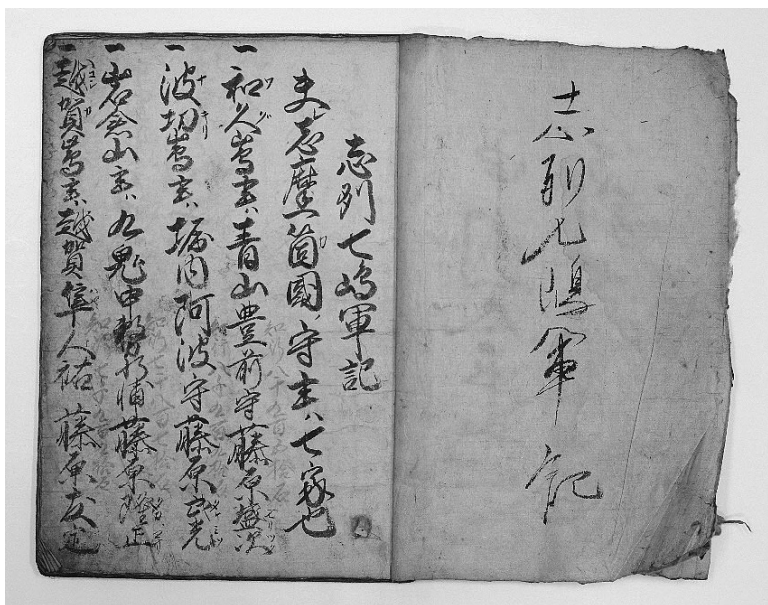
(合紙1才)

(表紙見返し)



(合紙2オ)

(合紙1ウ)



(1オ)

(合紙2ウ)

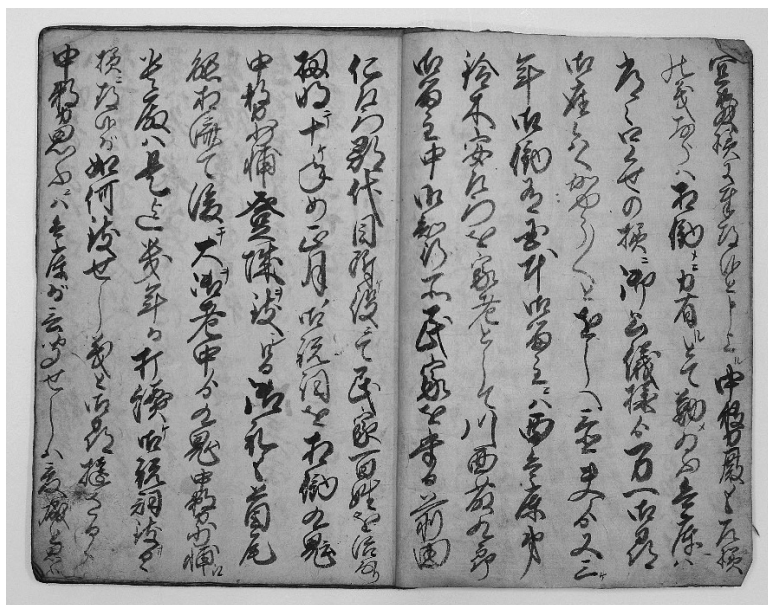
南人書云、爲大興の正藤原忠國
中賢密云、中賢曰、彼等一
一也、密云、高田民部、酒藤、平右
助合之人、知の高五百六十石、
彼等以爲長年中なり、石人、何か
本年、人元將軍に、働番と爲る

我々此中、物少備へ生計少し、言ふ迄
操成れり、お軍との働番を勤むと
なす、年月も著く送り、終り前より
石六人の送せ、中におわて、寄合
外に金さるゝる者人も、
此處、此所働番たり、世に語り、拙者

(1ウ)

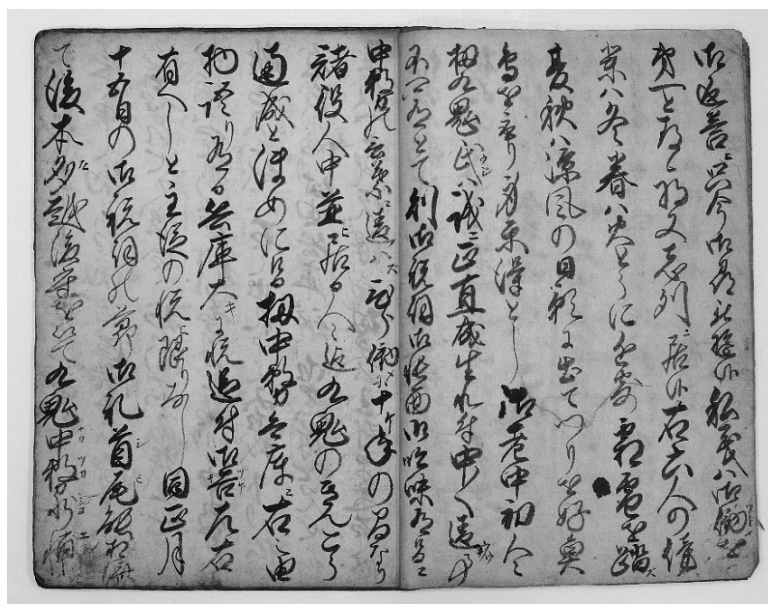
[illegible]

(2ウ)



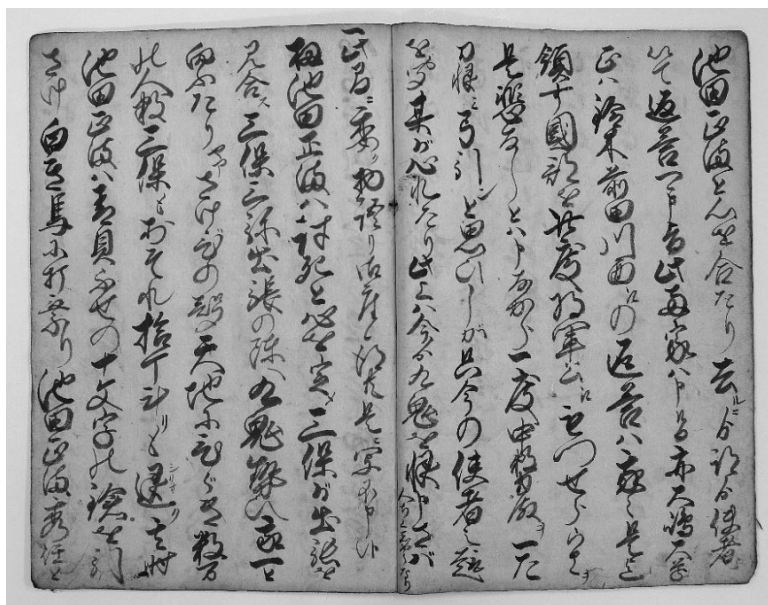
(4オ)

(3ウ)



(5オ)

(4ウ)



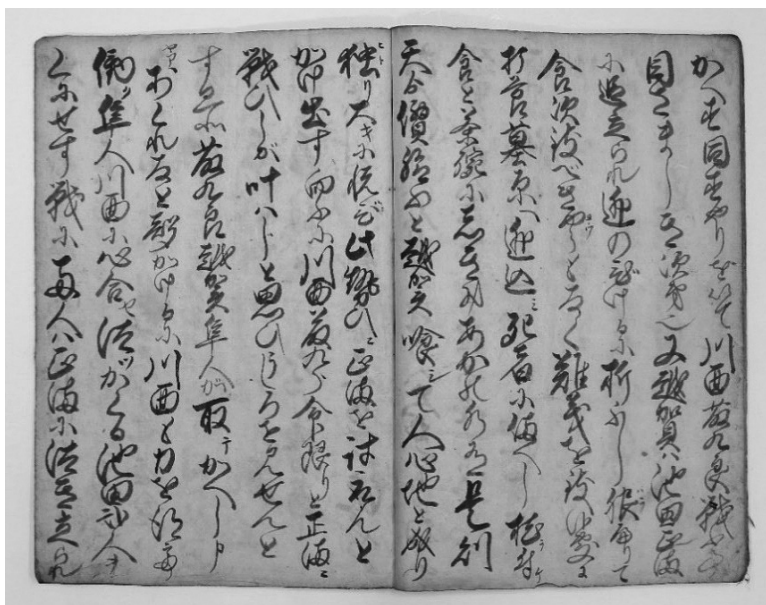
(7ウ)

(8オ)



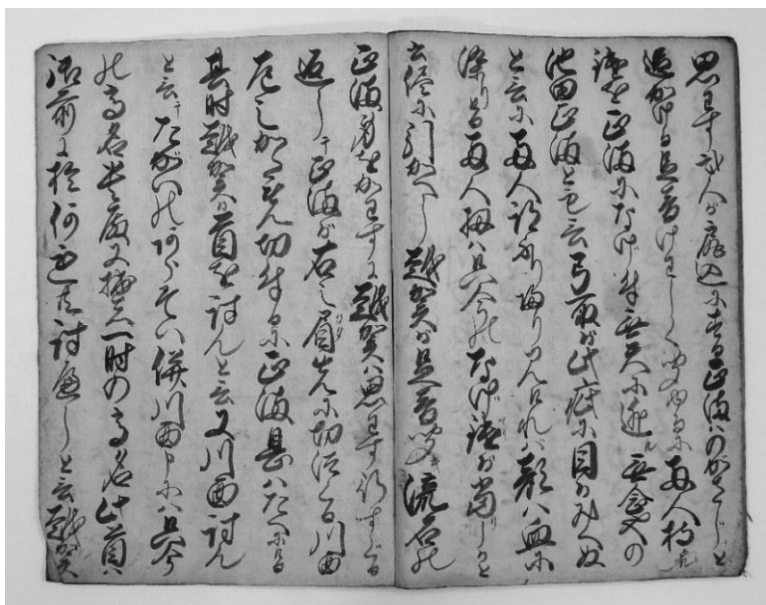
(8ウ)

(9オ)



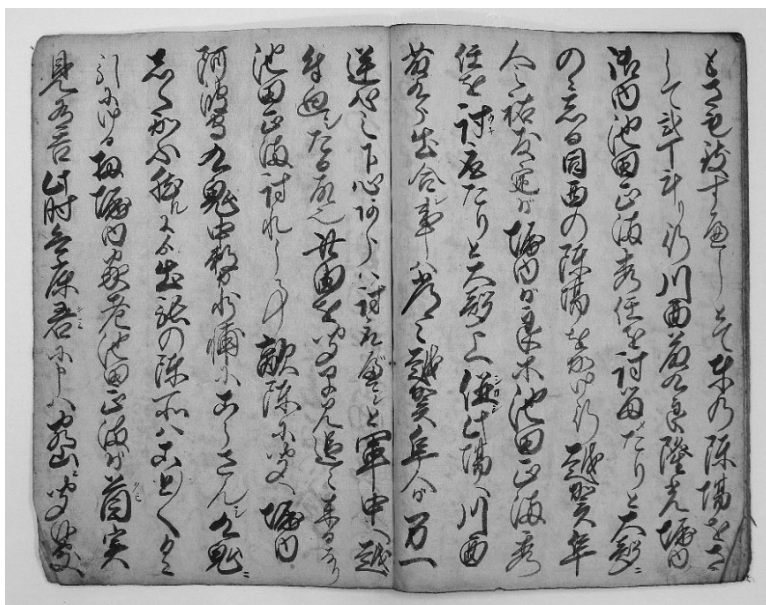
(9ウ)

(10オ)



(10ウ)

(11オ)



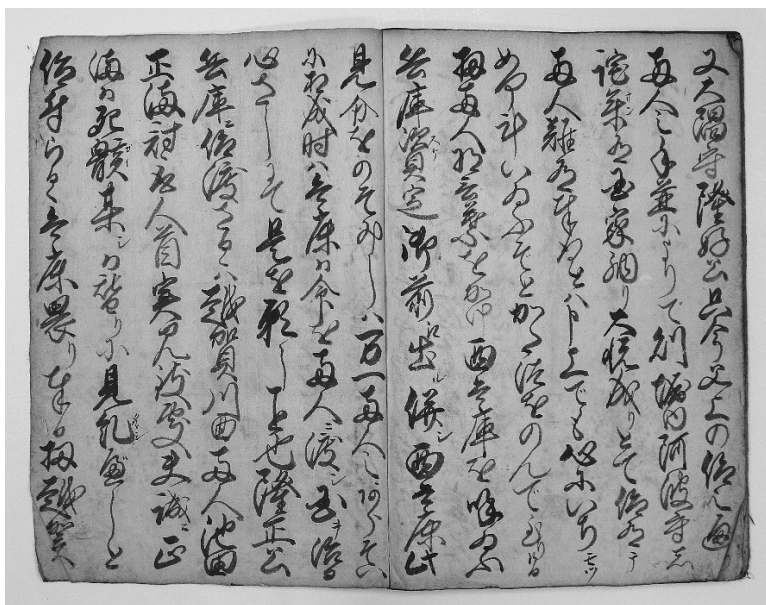
(11ウ)

(12オ)



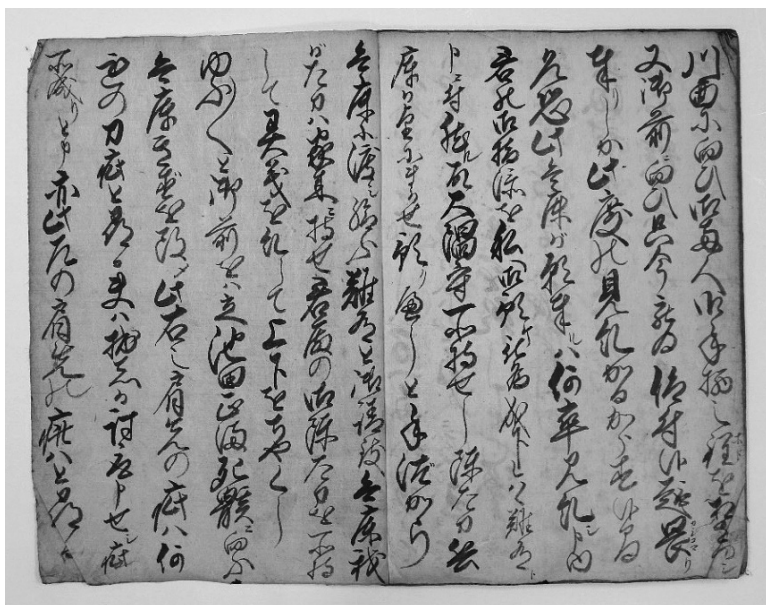
(12ウ)

(13オ)



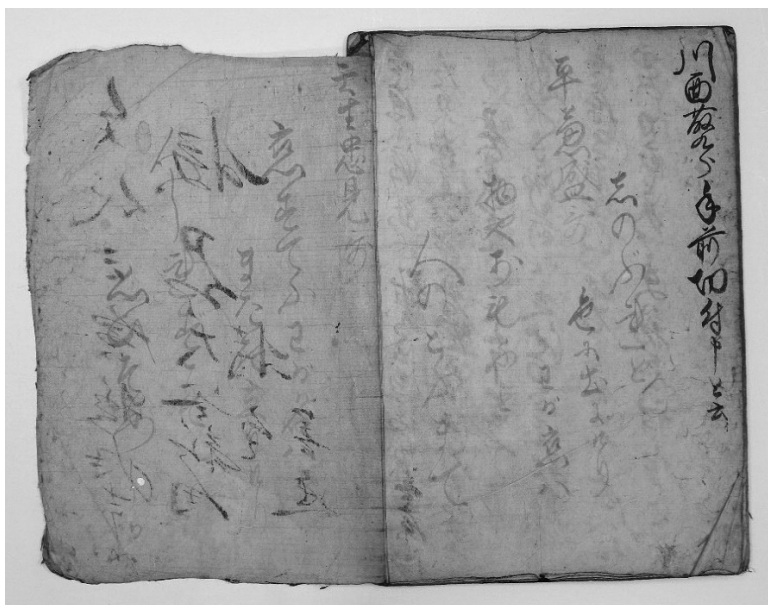
(14オ)

(13ウ)



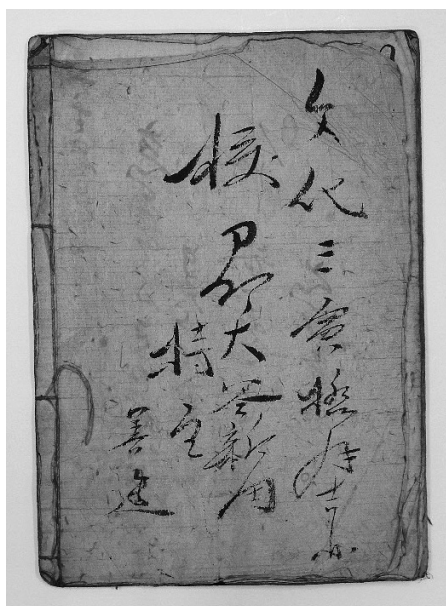
(15オ)

(14ウ)



(裏表紙見返し)

(15ウ)



(裏表紙)